

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人さんわスポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
高橋 守夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市三和区島倉 2382 番地の3 三和スポーツセンター内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、上越市三和区及び近隣住民に対して、スポーツや文化に関する事業を行い、住民の健康づくり、青少年の健全育成並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
 - (5) 社会教育の推進を図る活動